

運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例 ～空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和～

(国家戦略特別区域空港アクセスバス事業 国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第1条 平成26年12月26日施行 平成28年7月15日 内閣府・国土交通省事務連絡)

特例措置前

○空港から半径50km以内のバス便については、運賃の設定は上限の認可を受けること、運行計画(ダイヤ等)は30日前までに届け出ることとされている。

(規制の根拠)

道路運送法施行規則第10条第1項、第15条の13第1項

ニーズ

○イベント等で利用者が多くなる時期は柔軟にバスの本数を増やしたい。

○運賃を時間帯等に応じて柔軟に変更したい。



特例措置

○国家戦略特区内の空港を発着するアクセスバスについては、運賃及び運行計画のいずれの設定も7日前までの届出とすることで、運賃の柔軟な設定が可能となるとともに、運行計画(ダイヤ等)変更の提出期間が短縮される。



効果

○柔軟な便の増減、運行計画変更が可能となり、利用者のニーズに対応できる。

○深夜割増運賃も柔軟に設定可能となり、事業者のニーズに対応できる。